

京都市告示第347号

平成29年3月31日京都市告示第667号(京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務の委託)の一部を次のように改めます(手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務委託の中止)。

平成29年9月20日

京都市長 門川大作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	みつざわ米穀店	京都市南区上鳥羽唐戸町1番地	取扱中止により削除
2	土岡酒店	京都市西京区大原野北春日町451	取扱中止により削除
3	株式会社 サンドラッグ 新京極店	京都市中京区新京極通六角下る 中筋町448	取扱中止により削除
4	株式会社 仲文選堂	京都市右京区鳴滝川西町39-4	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)